

# 独立行政法人国立公文書館移管元行政機関等利用細則

平成 23 年 4 月 1 日  
最終改正 令和 2 年 12 月 22 日  
館 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号。以下「利用等規則」という。）第 28 条の規定を実施するため、特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等（以下「移管元行政機関等」という。）が、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 24 条に定める特例の適用を受け、当該特定歴史公文書等を利用する場合（以下「利用」という。）の手續は、この定めによる。

(利用日)

第 2 条 独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、利用等規則第 28 条に基づく利用に関する業務を、以下に掲げる日を除き、東京本館において実施する。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- 三 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- 四 その他法令により休日に定められた日

(利用手續)

第 3 条 移管元行政機関等が利用する場合には、利用等規則第 11 条に規定する利用請求書の提出と合わせて、別紙様式の移管元行政機関等利用手續書に必要事項を記入の上、原則として利用日の前日までに、館に提出することとする。この際、館は、移管元行政機関等利用手續書に従って、館において、移管元行政機関等に属する当該利用請求者の身分証、利用目的等の確認を行う。

- 2 移管元行政機関等の名称が組織改編により移管した当時のものと異なる場合等には、当該移管元行政機関等が移管した当時の機関の後身であることを証明するものを提出しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する提出の方法は、次の各号のいずれかによる。この場合、次の第 2 号及び第 3 号の方法において必要な送料等は、移管元行政機関等が負担するものとする。
  - 一 閲覧室の受付に提出する方法
  - 二 館に郵送等する方法
  - 三 情報通信技術を用いて館に送信する方法

(館外閲覧)

第 4 条 館は、移管元行政機関等に属する利用者が館の外での閲覧を希望する場合は、館において特定歴史公文書等を引き渡すこととする。この場合、館は 30 日を限度として館

の外での閲覧を認めることができる。

- 2 移管元行政機関等は、前項に規定する期限を超えて引き続き当該特定歴史公文書等を利用しようとする場合には、改めて利用請求書及び移管元行政機関等利用手続書を提出しなければならない。
- 3 移管元行政機関等に属する利用者は、特定歴史公文書等を館の外で閲覧をする場合には、その取扱いについて細心の注意を払うとともに、利用制限情報が記録されている特定歴史公文書等にあつては、当該利用制限情報を移管元行政機関等以外の第三者の目に触れることがないように十分留意しなければならない。
- 4 第2項に規定する提出の方法は、次の各号のいずれかによる。この場合、次の第2号及び第3項の方法において必要な送料等は、移管元行政機関等が負担するものとする。
  - 一 閲覧室の受付に提出する方法
  - 二 館に郵送等する方法
  - 三 情報通信技術を用いて館に送信する方法

(返却確認)

第5条 移管元行政機関等は、館の外で閲覧した特定歴史公文書等を返却するときは、当該特定歴史公文書等を館に持参し、館の職員に直接引き渡さなければならない。館は、返却された特定歴史公文書等について検査を行い、滅失、破損及び汚損がないことを確認し、その旨を記載した移管元行政機関等利用手続書の写しを移管元行政機関等に交付する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

「歴史公文書等の行政利用等について」(平成13年4月2日館長決定)は廃止する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年1月4日から施行する。